

東京大学苦情処理委員会規則

(平成17年10月25日総長裁定)

(設置)

第1条 国立大学法人東京大学に、時間外勤務、専門業務型裁量労働制等に関する苦情について調査・審議し、適切な対応をするため、別表の事業場ごとに苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) 時間外勤務、専門業務型裁量労働制等に関する苦情に対する調査・審議
- (2) 前号の調査・審議の結果に基づく適切かつ必要な措置の提案

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、総長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるときには、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者に総長が委嘱する。

- (1) 総長が指名する者 若干名
 - (2) 教職員過半数代表者若しくは同代表者が推薦する者又はその両者のうちから若干名
- 2 前項の委員のほか、必要に応じ学識経験者若干名を委員として加えることができる。

(任期)

第6条 前条第1項第2号及び第2項に定める委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第7条 委員長は、委員会に苦情の申出があり必要と判断したとき、又は総長若しくは委員長が必要と判断したとき開催する。

- 2 委員会は、年2回以上開催するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本部労務・勤務環境課及び各事業場人事担当において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成17年10月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和6年4月1日から実施する。

別 表

事業場の名称
本郷地区
駒場地区
柏地区
柏Ⅱ地区
神岡地区
白金台地区
医学部附属病院
大学院工学系研究科原子力専攻
大学院理学系研究科附属植物園
大学院理学系研究科附属臨海実験所
大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構
大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林
大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林
大学院農学生命科学研究科附属演習林秩父演習林
大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所
大学院農学生命科学研究科附属牧場
教育学部附属中等教育学校